

産廃 責任放棄 トスしあい

佐賀県鳥栖市における廃棄物問題

手塚、長谷川、矢沢

目次

1. 新聞記事
2. 現状分析
3. 問題意識
4. 政策提言
5. 試算

大量の違法産廃 撤去進めて

鳥栖 地元住民、知事らに要望

鳥栖市江島町地区で違法に埋め立てられた大量の産業廃棄物の撤去が進まず、環境汚染が懸念されるとして、地元住民が県と市に相次いで改善を要望した。

住民らは、県東部の視察の一環で7日に同地区を訪問した山口祥義知事に実情を訴えるとともに、環境保全を求める要望書を手渡した。15日には鳥栖市役所に橋本康志市長を訪ね、同様に要望した。

江島町地区では、処理基準に反した方法で最終処分場でない敷地に廃プラスチックなどの産廃を埋め立てたとして、県が2006年、業者に産廃の撤去を命じた。

6月の県議会一般質問で、その後の経緯を問われた県は「不法に埋め立てられた推定約3万6千立方メートルのうち約1万2千立方メートルは原因者が撤去した」ものの、残りは放置されたままだと説明。県は09年、期限内に撤去しなかったため業者の許可を取り消した。業者は破産したが、県は引き続き元経営者らに撤去処分を指導しているという。

6月の県議会一般質問で、その後の経緯を問われた県は「不法に埋め立てられた推定約3万6千立方メートルのうち約1万2千立方メートルは原因者が撤去した」ものの、残りは放置されたままだと説明。県は09年、期限内に撤去しなかったため業者の許可を取り消した。業者は破産したが、県は引き続き元経営者らに撤去処分を指導しているという。



住民によると、この埋め立ての隣接地は数年前から

残土処理の現場を指さす住民。その向こう側に違法な産廃埋め立て地があるという。鳥栖市江島町

ら残土置き場に利用されており、残土の一部が里道や水路にかぶる状態になったため、市に改善を要望している。周辺の県道沿いでは一般ごみの不法投棄も目立つため、住民らは定期的に監視活動が続けている。

江島町区の役員は「地下の産廃から有害物質が漏れないか心配だ。新たなごみ問題も出てきており、早く安心して暮らせるようにしてほしい」と話している。

(遠山武)

新聞記事

朝日新聞 2015年 9月 16日 朝刊より

大量の違法産廃、撤去進めて 地元住民、知事らに要望 鳥栖（１）

鳥栖市江島町地区で違法に埋め立てられた大量の産業廃棄物の撤去が進まず、環境汚染が懸念されるとして、地元住民が県と市に相次いで改善を要望した。

住民らは、県東部の視察の一環で７日に同地区を訪問した山口祥義知事に実情を訴えるとともに、環境保全を求める要望書を手渡した。１５日には鳥栖市役所に橋本康志市長を訪ね、同様に要望した。

江島町地区では、処理基準に反した方法で最終処分場でない敷地に廃プラスチックなどの産廃を埋め立てたとして、県が２００６年、業者に産廃の撤去を命じた。

大量の違法産廃、撤去進めて 地元住民、知事らに要望 鳥栖（2）

6月の県議会一般質問で、その後の経緯を問われた県は「不法に埋め立てられた推定約3万6千立方メートルのうち約1万2千立方メートルは原因者が撤去した」ものの、残りは放置されたままだと説明。県は09年、期限内に撤去しなかったため業者の許可を取り消した。業者は破産したが、県は引き続き元経営者らに撤去処分を指導しているという。

住民によると、この埋め立ての隣接地は数年前から残土置き場にご利用されており、残土の一部が里道や水路にかぶる状態になったため、市に改善を要望している。周辺の県道沿いでは一般ごみの不法投棄も目立つため、住民らは定期的に監視活動を行っている。

大量の違法産廃、撤去進めて 地元住民、知事らに要望 鳥栖（3）

江島町区の役員は「地下の産廃から有害物質が漏れないか心配だ。新たなごみ問題も出てきており、早く安心して暮らせるようにしてほしい」と話している。（遠山武）



【写真説明】 残土処理の現場を指さす住民。その向こう側に違法な産廃埋め立て地があるという＝鳥栖市江島町

記事要約 (1)

- ❖ 2006年に県が業者に対して、産業廃棄物の撤去を命じた
- ❖ 3万6千立方メートルのうち、1万2千立方メートルは撤去済み
- ❖ しかし9年経った今も1万2千立方メートルは手付かず..

大量の違法産廃 撤去進めて

鳥栖 地元住民、知事らに要望

鳥栖市江島町地区で違法に埋め立てられた大量の産業廃棄物の撤去が進まず、環境汚染が懸念されるとして、地元住民が県と市に相次いで改善を要望した。

住民らは、県東部の視察の一環で7日に同地区を訪問した山口祥義知事に実情を訴えるとともに、環境保全を求める要望書を手渡した。15日には鳥栖市役所に橋本康志市長を訪ね、同様に要望した。

江島町地区では、処理基準に反した方法で最終処分場でない敷地に廃プラスチック

ックなどの産廃を埋め立てたとして、県が2006年、業者に産廃の撤去を命じた。

6月の県議会一般質問で、その後の経緯を問われた県は「不法に埋め立てられた推定約3万6千立方メートルのうち約1万2千立方メートルは原因者が撤去した」ものの、残りは放置されたままだと説明。県は09年、期限内に撤去しなかったため業者の許可を取り消した。業者は破産したが、県は引き続き元経営者らに撤去処分を指導しているという。



住民によると、この埋め立ての隣接地は数年前か

残土処理の現場を指さす住民。その向こう側に違法な産廃埋め立て地があるという。鳥栖市江島町

ら残土置き場に利用されており、残土の一部が里道や水路にかぶる状態になったため、市に改善を要望している。周辺の県道沿いでは一般ごみの不法投棄も目立つため、住民らは定期的に監視活動が続けている。

江島町区の役員は「地下の産廃から有害物質が漏れないか心配だ。新たなごみ問題も出てきており、早く安心して暮らせるようにしてほしい」と話している。

(遠山武)

記事要約 (2)

- ❖ 不法投棄されたのは、放棄者の私有地
- ❖ 今、その業者は倒産
- ❖ 旧経営者に対して撤去処分を命じている状態
- ❖ 地元住民「有害物質が漏れないか心配」「安心して暮らせるようにしてほしい」

大量の違法産廃 撤去進めて

鳥栖 地元住民、知事らに要望

鳥栖市江島町地区で違法に埋め立てられた大量の産廃廃棄物の撤去が進まず、環境汚染が懸念されるとして、地元住民が県と市に相次いで改善を要望した。

住民らは、県東部の視察の一環で7日に同地区を訪問した山口祥義知事に実情を訴えるとともに、環境保全を求める要望書を手渡した。15日には鳥栖市役所に橋本康志市長を訪ね、同様に要望した。

江島町地区では、処理基準に反した方法で最終処分場でない敷地に廃プラスチック

ックなどの産廃を埋め立てたとして、県が2006年、業者に産廃の撤去を命じた。

6月の県議会一般質問で、その後の経緯を問われた県は「不法に埋め立てられた推定約3万6千立方メートルのうち約1万2千立方メートルは原因者が撤去した」ものの、残りは放置されたままだと説明。県は09年、期限内に撤去しなかったため業者の許可を取り消した。業者は破産したが、県は引き続き元経営者らに撤去処分を指導しているという。



住民によると、この埋め立ての隣接地は数年前か

残土処理の現場を指さす住民。その向こう側に違法な産廃埋め立て地があるという。鳥栖市江島町

ら残土置き場に利用されており、残土の一部が里道や水路にかぶる状態になったため、市に改善を要望している。周辺の県道沿いでは一般ごみの不法投棄も目立つため、住民らは定期的に監視活動が続けている。

江島町区の役員は「地下の産廃から有害物質が漏れないか心配だ。新たなごみ問題も出てきており、早く安心して暮らせるようにしてほしい」と話している。

(遠山武)

現状分析

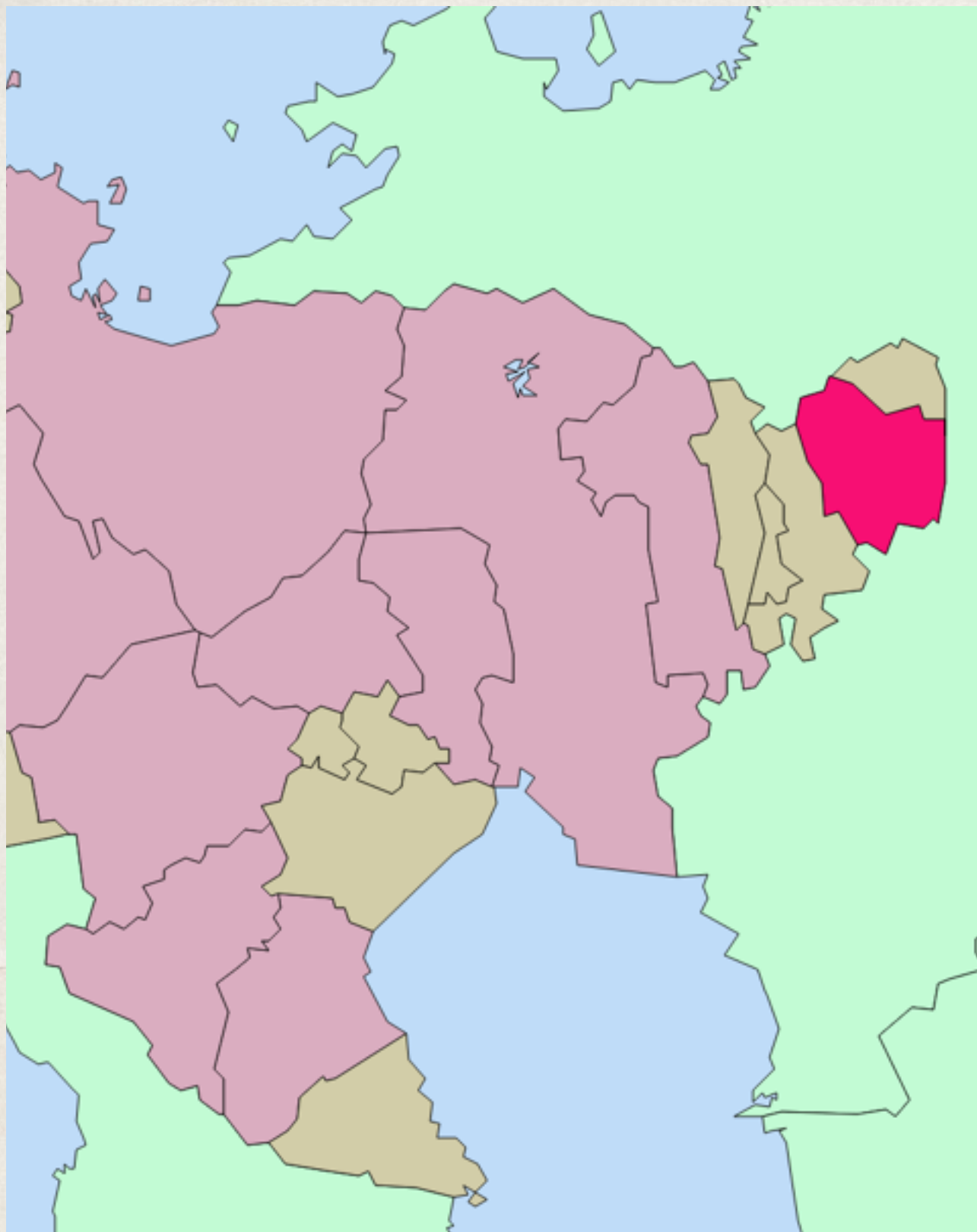
佐賀県鳥栖市と産業廃棄物



佐賀県鳥栖市の概要



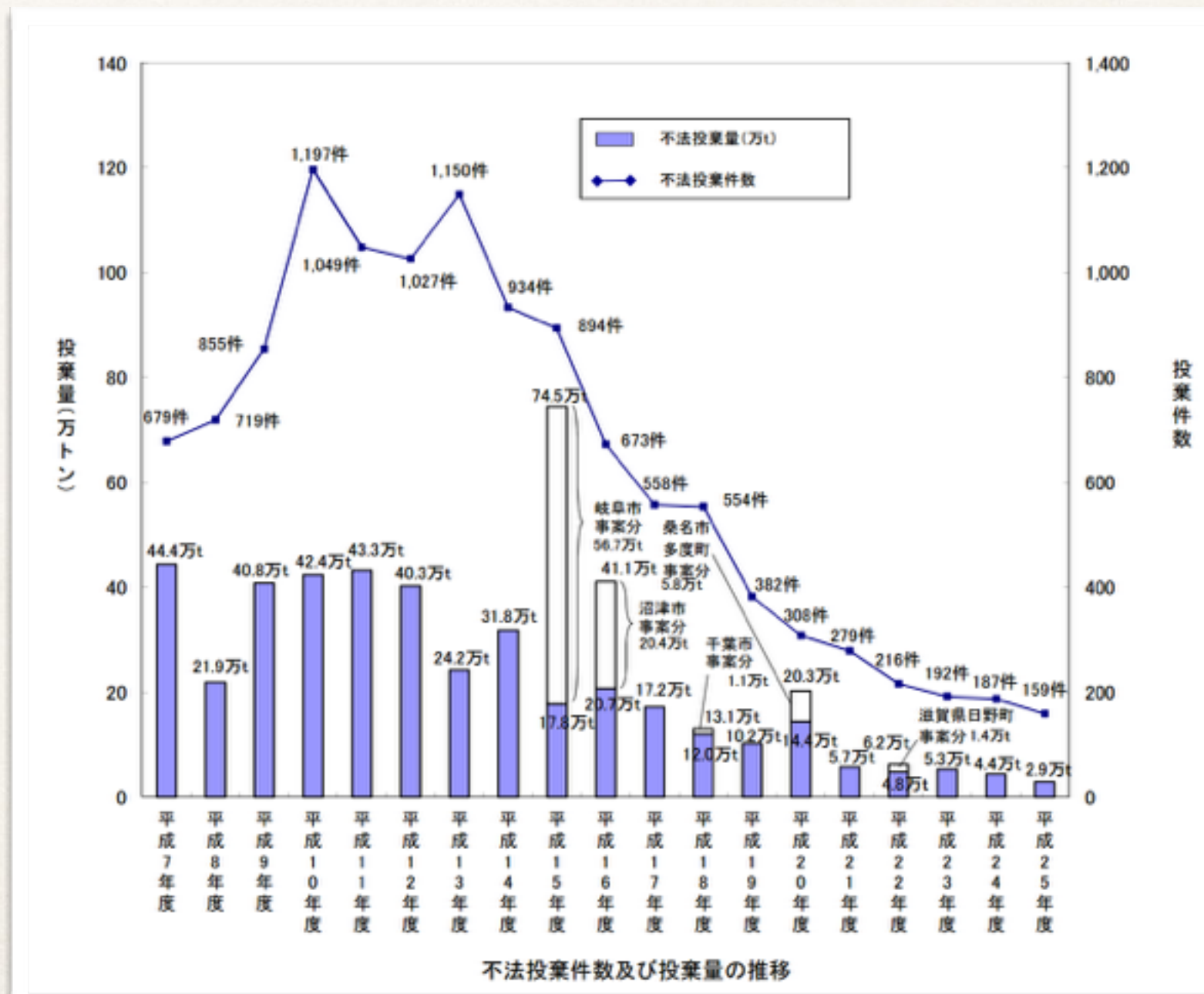
- ❖ 福岡・熊本・鹿児島を結ぶ**南北軸**と
長崎・大分を結ぶ**東西軸**の交点に位置する
- ❖ 国道や鉄道の分岐点
- ❖ 九州最大の交通の**要衝**
- ❖ 物流施設の集積地 & 企業の**進出**が盛んな地



50km

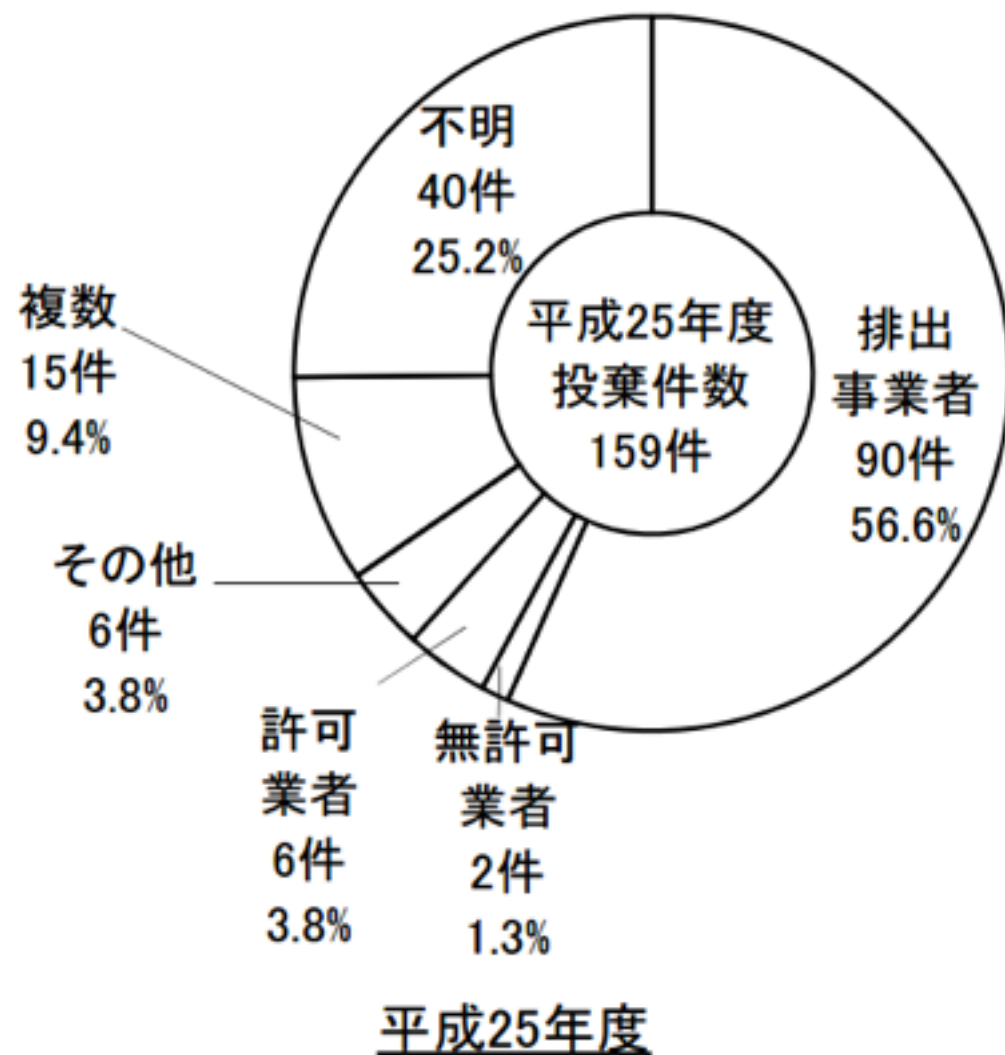


産業廃棄物不法投棄の概要（１）

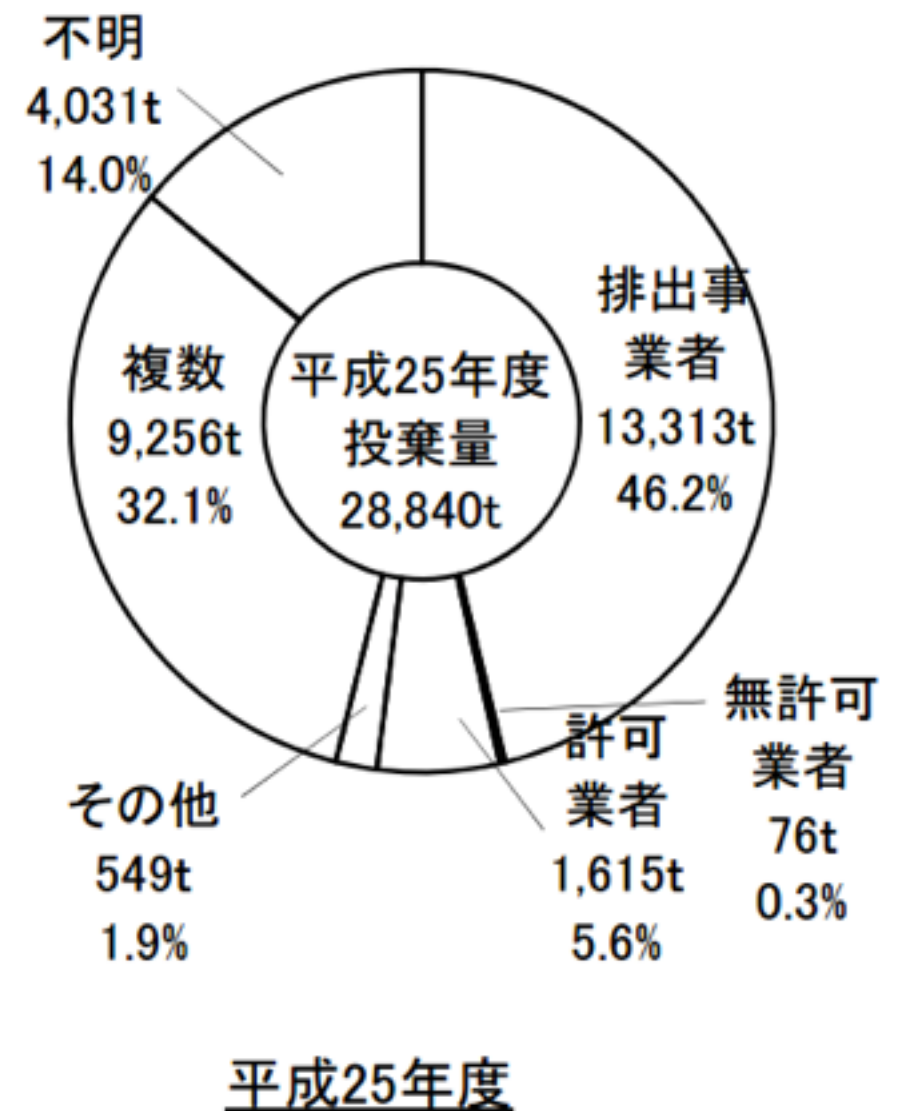


産業廃棄物不法投棄の概要（2）

①投棄件数

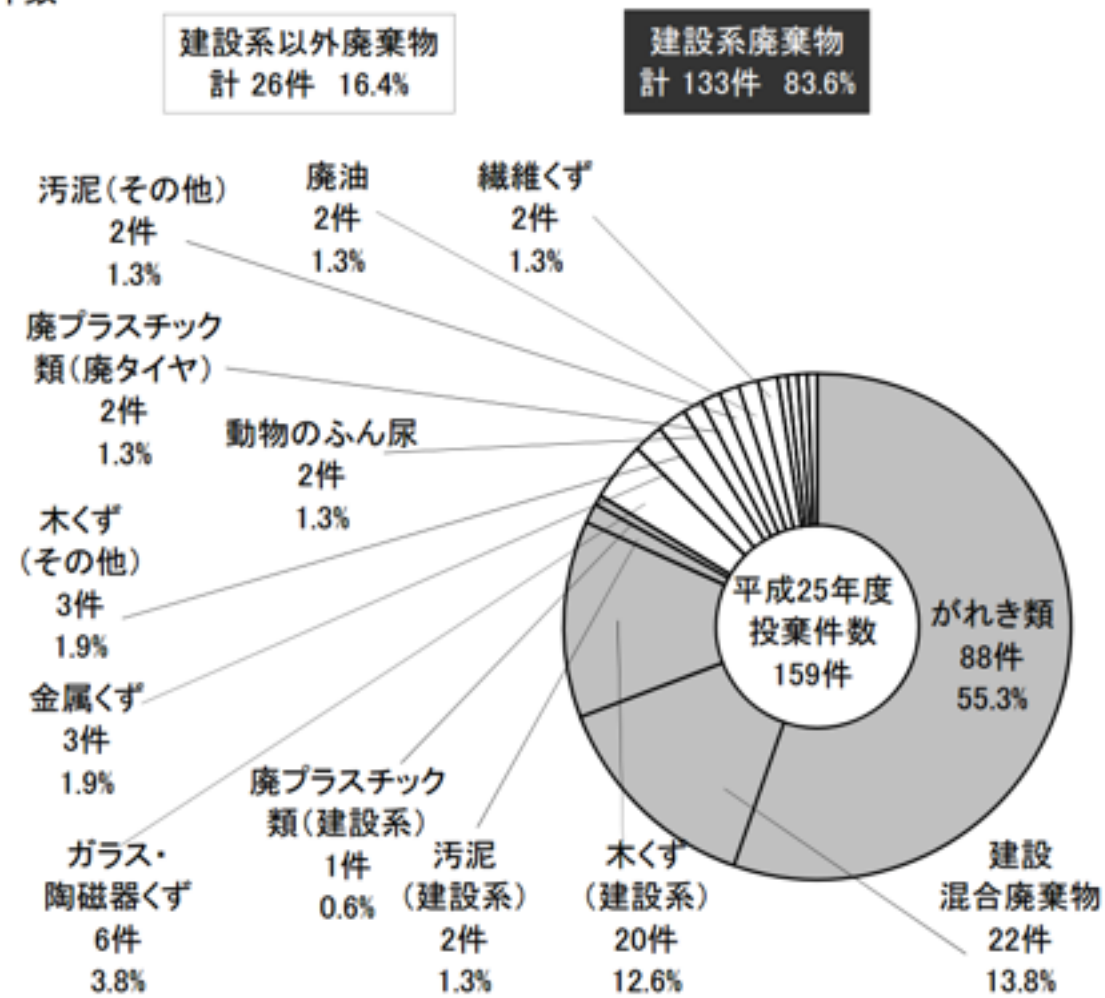


②投棄量



産業廃棄物不法投棄の概要（3）

①投棄件数



平成25年度

※建設系以外廃棄物及び建設系廃棄物の割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

産業廃棄物不法投棄の概要（４）

不法投棄の件数・投棄量（平成25年度地点）

		件数	トン
佐賀県		4	227
	現に支障が生じている	0	0
	現に支障のおそれがある	0	0
	現時点では支障等はない	4	227
	支障等調査中	0	0
佐賀県		4	227
	現に支障が生じている	0	0
	現に支障のおそれがある	0	0
	現時点では支障等はない	4	227
	支障等調査中	0	0

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26601.pdf> より

産業廃棄物不法投棄の概要（５）

不法投棄の残存件数及び残存量（平成25年度地点）

件数 トン

佐賀県		21	12,534
	現に支障が生じている	0	0
	現に支障のおそれがある	5	7,068
	現時点では支障等はない	16	5,466
	支障等調査中	0	0
佐賀県		21	12,534
	現に支障が生じている	0	0
	現に支障のおそれがある	5	7,068
	現時点では支障等はない	16	5,466
	支障等調査中	0	0

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26601.pdf> より

不法投棄の発生原因

❖ 最終処分場などの逼迫により処理費用が高騰

- ❖ リユース・リサイクルが困難なものを処分する施設
- ❖ ゴミ埋立地とも呼ばれたりする
- ❖ 一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分場どちらも共に逼迫している
- ❖ 残余年数（環境省より発表）が減少
- ❖ 新たな埋立地の確保が困難
- ❖ 関東・中部地方では、域外に廃棄物が移動・最終処分が広域化

問題意識

不法投棄の削減を推進する

しかし企業としては処理施設に廃棄物を
持っていくことに大きな費用がかかる
→費用である輸送費を削減できる政策に

+

ごみ処理場の面積にも限界があり、
扱える量も限りがある

→不法投棄物に対してリサイクル率を増やす方向性

政策提言



政策の方向性

ごみ処理場の面積にも限界があり、
扱える量も限りがある

→不法投棄物に対してリサイクル率を増やす方向性

鳥栖市の不法投棄に対しての政策

鳥栖市

- ①九州最大の交通の要衝
- ②物流施設の集積地

⇒この2つの特徴を利用して、

鳥栖市内にリサイクルセンターを作る

リサイクルの最大の問題点

リサイクル施設へ廃棄物を持っていくために
膨大な輸送費がかかってしまう



交通の便がよく、企業としても物流の運搬の次いでに
鳥栖市を訪れることができるため
輸送費の削減にもつながる

リサイクル施設数

佐賀県：18 愛知：53 東京：50 新潟：77

佐賀県はほかの主要工業地帯に比べると圧倒的に少ない



リサイクル施設の需要は大きい

メリット・デメリット

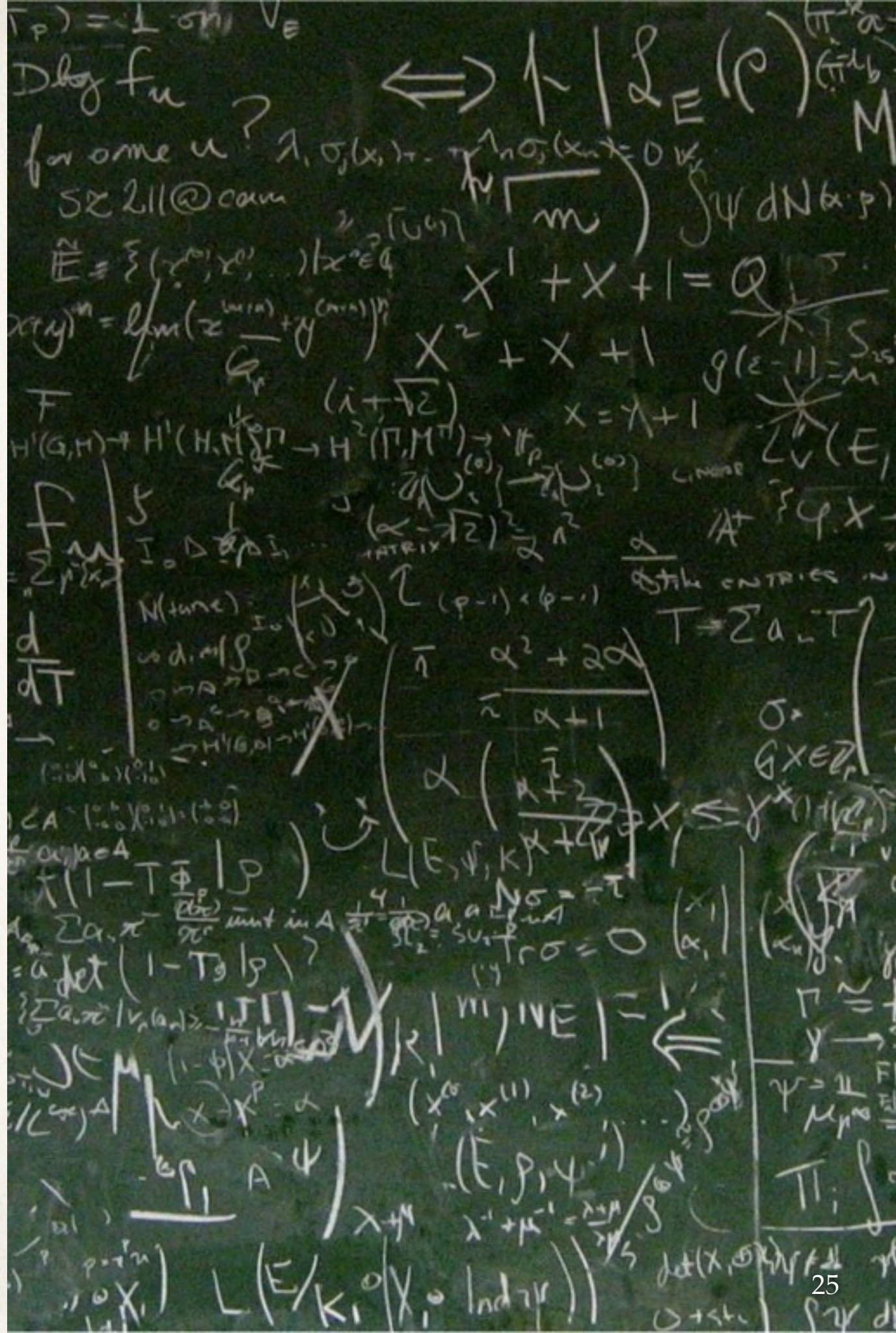
メリット

プラスチックごみの減少と処理場に
持っていく際の費用削減

デメリット

リサイクルセンターの建設費
新規参入にあたり土地の確保
既存の処理業者の仕事の減少

試算



利潤

一般財団法人佐賀県環境クリーン財団における処分手数料
廃プラスチック 3970円/kg

鳥栖市における廃プラスチックの総量は年 97.9 t

従来のコスト $97.9 \times 3970 \times 1000 = 3\text{億 } 8866\text{万 } 3000\text{円}$

廃プラスチックのリサイクル料を 45円/kgとする(30円～60円)

政策導入後のコスト $97.9 \times 45 \times 1000 = 440\text{万 } 5500\text{円}$

年間の利潤は 3億 8425万 7500円

費用

費用

土地費用＋建設費＋人件費＋用役費

規模は北九州空き缶リサイクルセンターと同じと仮定

(従業員数 11 人、土地面積 4087 m²、2234 m²)

土地費用...

平成 27 年度の鳥栖市における地価は 4 万 3 5 1 5 円/m²

4087 × 4 万 3 5 1 5 円 = 1 億 7 7 8 4 万円

建設費...

北九州空き缶リサイクルセンターの建設費が 6 8 0 0 万円なので 6 8 0 0 万円とする

人件費・用役費

人件費

佐賀県の平均年収＝376万7100円

11人雇うとして年間4143万8100円

用役費(光熱費、燃料、水、薬品等)

3900円/処理ゴミt

((財)日本環境衛生センターのアンケート全国調査の平均)

年間用役費＝97.9×3900＝38万1810円

初期費用・年間維持費

初期費用...

土地費用＋建設費

= 1 億 7 7 8 4 万円 + 6 8 0 0 万円 = 2 億 4 5 8 4 万円

年間維持費...

人件費＋用役費

= 4 1 4 3 万 8 1 0 0 円 + 3 8 万 1 8 1 0 円 = 4 1 8 1 万 9 9 1 0 円

月換算すると、毎月 3 4 8 万 5 0 0 0 円の維持費用

初期費用・年間維持費

年間総利潤は 3 億 8 4 2 5 万 7 5 0 0 円

月換算で毎月 3 2 0 2 万円

建設後 9 か月経つと

利潤 = 3 2 0 2 万円 $\times$ 9 = 2 億 8 8 1 8 万円

コスト = 2 億 4 5 8 4 万円 + 3 4 8 万 5 0 0 0 円 $\times$ 9 = 2 億
7 7 2 0 万 5 0 0 0 円

9 か月目で儲けが出始める

参考文献

1. 渡邊裕之(2014)「産業廃棄物不法投棄の「罪と罰」－厳罰化政策に対する経済学的考察－」,『京都産業大学経済学レビュー』2014年3月号, p.177-209, 京都産業大学通信制大学院経済学研究会.
2. 環境省(2015)「環境白書・循環型社会白書」, <<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h27/pdf.html>> 2015年10月13日 閲覧
3. 環境省(2014)「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について」, <<http://www.env.go.jp/press/files/jp/23583.pdf>> 2015年10月13日 閲覧
4. リサイクル生活 <http://www.risai96.com/risaikuru/mondai.html> (10/13閲覧)
5. 再資源化実態報告書 <http://www.zensanpairen.or.jp/pdf/recyc.pdf> (10/13 閲覧)